

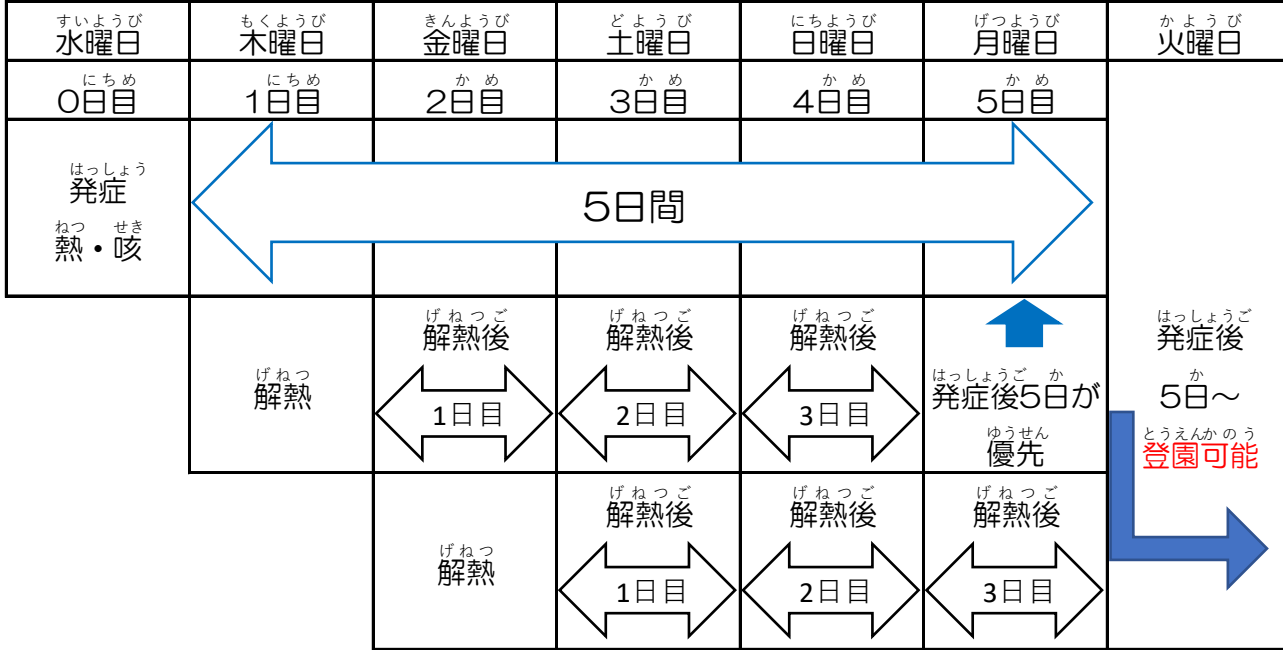
☆インフルエンザの登園停止期間について☆

厚生労働省の感染対策ガイドラインにより、出席停止期間が

『発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで』となっています。

※日数を数える際は、発症した日（熱が出た日）は『0日目』となり、翌日を『1日目』と数えます。

例：水曜日に発症、翌日または翌々日熱がさがった場合



◎月曜日は [解熱後3日経過 < 発症後5日] なので、登園は火曜日以降です。

例：水曜日に発症、土曜日に熱が下がった場合



◎火曜日は [発症後5日 < 解熱後3日経過] なので、登園は水曜日以降です。

○インフルエンザの検査は発熱後12時間経過しないと正しい判定はできません。

早い段階で検査をして陰性でも、翌日の再検査では陽性ということがあります。

○2023年1月よりインフルエンザに限り、医師に『意見書』を記入して頂かない事になりました。

医師の診断を受け、保護者の方に記入して頂く『登園届』に変更となりました。

○発症後に抗インフルエンザ薬を使用すると熱が早く下がりますが、ウイルスの排菌は続きますので、

決められた期間のお休みが必要です。